

## 10.（2）通知預金（分割口数契約型）規定

### 1.（取引方法）

この預金はあらかじめ1口あたりの預入金額（以下「単位預入額」といいます。）を定め、預入れおよび解約は単位預入額の整数倍で行うものとします（以下、この預金1口を「単位預入」といいます。）。単位預入額は、1口5万円以上1万円単位で指定してください。

### 2.（通帳への記載）

通帳には、単位預入の口数と合計金額で記載します。

### 3.（金額指定支払）

預入日から7日間の据置期間経過済の単位預入を解約するときは、払戻しする単位預入を指定せず、単位預入の整数倍の金額で払戻請求することができます。この場合、払戻請求書記載の金額に達するまで預入番号の小さい単位預入から解約します。

### 4.（利息計算）

この預金の利息は単位預入ごとに計算します。

### 5.（準用規定）

この規定に定めのない事項については、通知預金規定に従って取扱います。

以 上